

羽村市職員等の公益通報制度について

「羽村市職員等の公益通報に関する要綱」に基づき、市の職員や委託契約等により市の事務事業に従事する者は、通報対象事実がある場合は、不正の目的でなく、市の通報窓口はその旨を通報することができます。

受理した通報は、通報者の秘密を守りながら必要な調査を行い、是正措置・再発防止措置を行うことで、法令遵守の推進を図ります。

I 目的

市の職員等からの通報を適切に処理するため、基本的事項を定めることにより、通報者の保護を図り、市政運営の法令遵守を推進します。

II 通報を行える者

次に該当する者が通報することができます。

- ① 市の職員（会計年度任用職員や非常勤特別職の職員等を含む。）
- ② 市と締結した請負契約その他の契約に基づき、市の事務事業に従事する者（例：市が発注した公共工事や業務委託に従事する者）
- ③ 市を役務の提供先とする派遣労働者
- ④ 市の施設の指定管理者が行う管理の業務に従事する者
- ⑤ 通報の日前1年以内に上記の者であった者（役員等は除く。）

III 通報対象事実

市の事務事業に関し、市又は市の職員について（※）、次のいずれかに該当する事実が生じ、又はまさに生じようとしていると考えられる場合に通報することができます。

- ① 「公益通報者保護法」に規定される通報対象事実
例）刑法違反（横領、収賄等）、労働基準法違反（強制労働等）

<公益通報者保護法の通報対象事実>

国民の生命、身体、財産等の保護に関わる法律として定められた法律に違反する
犯罪行為・行政罰の対象となる行為、又は最終的に刑罰や行政罰につながる行為

- ② 法律・命令、市の条例・規則に違反する事実で、人の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実

※ 上記Ⅱの②～⑤に該当する者について通報対象事実が生じても、「羽村市職員等の公益通報に関する要綱」に基づく公益通報の対象とはなりません。

ただし、「公益通報者保護法」に基づく公益通報の対象となる場合があります。詳しくはお問合せください。

Ⅳ 通報者の保護

- ① 通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けません。
- ② 通報に関する秘密は守られます。特に、通報者を特定できる情報（氏名等）は、正当な理由なく、業務従事者（公益通報の対応業務に従事する者）以外の者に伝達されることはありません。
- ③ 通報者に対し不利益な取扱いを行った者及び通報に関する秘密を漏らした者は、処分その他適切な措置を受けることとなります。
- ④ 通報対象事実に関与する業務従事者は、業務に関与できません。

Ⅴ 通報の方法等

- ① 通報窓口は、羽村市公益通報処理委員会事務局（羽村市総務部総務課）となります。
- ② 通報しようとする者は、様式「公益通報書」に必要事項を記入して、通報窓口へ直接又は電子メール等により通報します。
- ③ 受理された通報は、羽村市公益通報処理委員会において必要な調査を行い、その結果を受けて、市が是正措置・再発防止措置を行います。

職員等の公益通報・相談窓口

羽村市総務部総務課

（羽村市公益通報処理委員会事務局）

【メールアドレス】 s103000@city.hamura.tokyo.jp

※市の職員はグループウェアの「総務課長」個人アドレスへ

【郵送先】 〒205-8601 羽村市総務部総務課

（羽村市公益通報処理委員会事務局）宛

【電話番号】 042-555-1111（内線 331）



「羽村市職員等の公益通報に関する要綱」は市公式サイトで参照できます。